

第 6 7 回 宍 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 ( 第 4 号 )

招 集 年 月 日 平 成 2 7 年 1 2 月 1 8 日 ( 金 曜 日 )

招 集 の 場 所 宍 粟 市 役 所 議 場

開 議 1 2 月 1 8 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 ( 第 4 日 )

議 事 日 程

- 日 程 第 1 第 96 号 議 案 宍 粟 市 個 人 番 号 の 利 用 等 に 関 す る 条 例 の 制 定 に つ い て
- 日 程 第 2 第 97 号 議 案 宍 粟 市 非 常 勤 の 職 員 の 公 務 災 害 補 償 等 に 関 す る 条 例 及  
び 宍 粟 市 消 防 団 員 等 公 務 災 害 補 償 条 例 の 一 部 改 正 に つ  
い て
- 日 程 第 3 第 98 号 議 案 宍 粟 市 印 鑑 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て
- 日 程 第 4 委 員 会 の 閉 会 中 の 継 続 審 査 に つ い て ( 第 99 号 議 案 宍 粟 市 手 数 料 条 例  
の 一 部 改 正 に つ い て )
- 日 程 第 5 第 100 号 議 案 宍 粟 市 税 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て
- 日 程 第 6 第 101 号 議 案 宍 粟 市 税 条 例 及 び 宍 粟 市 都 市 計 画 税 条 例 の 一 部 改 正 に  
つ い て
- 日 程 第 7 第 102 号 議 案 宍 粟 市 国 民 健 康 保 険 税 条 例 及 び 宍 粟 市 介 護 保 険 条 例 の  
一 部 改 正 に つ い て
- 日 程 第 8 第 103 号 議 案 宍 粟 市 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て
- 日 程 第 9 第 104 号 議 案 宍 粟 市 老 人 福 祉 セ ン タ ー 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て
- 日 程 第 1 0 第 105 号 議 案 宍 粟 市 下 水 道 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て
- 日 程 第 1 1 第 106 号 議 案 旧 慣 に よ る 公 有 財 産 の 使 用 権 の 廃 止 に つ い て
- 日 程 第 1 2 第 107 号 議 案 第 2 次 宍 粟 市 総 合 計 画 ( 基 本 構 想 ・ 前 期 基 本 計 画 ) の  
策 定 に つ い て
- 日 程 第 1 3 第 108 号 議 案 宍 粟 市 過 疎 地 域 自 立 促 進 計 画 の 策 定 に つ い て
- 日 程 第 1 4 第 109 号 議 案 市 道 路 線 の 認 定 及 び 変 更 に つ い て
- 日 程 第 1 5 第 110 号 議 案 平 成 27 年 度 宍 粟 市 一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 3 号 )  
第 111 号 議 案 平 成 27 年 度 宍 粟 市 介 護 保 険 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第  
2 号 )

- 第 112号議案 平成27年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 113号議案 平成27年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 114号議案 平成27年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 1 6 発議第 4号 市議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項の一部改正について
- 日程第 1 7 所管事務等調査について

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 第 96号議案 宍粟市個人番号の利用等に関する条例の制定について
- 日程第 2 第 97号議案 宍粟市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び宍粟市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第 3 第 98号議案 宍粟市印鑑条例の一部改正について
- 日程第 4 委員会の閉会中の継続審査について（第99号議案 宍粟市手数料条例の一部改正について）
- 日程第 5 第 100号議案 宍粟市税条例の一部改正について
- 日程第 6 第 101号議案 宍粟市税条例及び宍粟市都市計画税条例の一部改正について
- 日程第 7 第 102号議案 宍粟市国民健康保険税条例及び宍粟市介護保険条例の一部改正について
- 日程第 8 第 103号議案 宍粟市訪問看護ステーション条例の一部改正について
- 日程第 9 第 104号議案 宍粟市老人福祉センター条例の一部改正について
- 日程第 1 0 第 105号議案 宍粟市下水道条例の一部改正について
- 日程第 1 1 第 106号議案 旧慣による公有財産の使用権の廃止について
- 日程第 1 2 第 107号議案 第2次宍粟市総合計画（基本構想・前期基本計画）の策定について
- 日程第 1 3 第 108号議案 宍粟市過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第 1 4 第 109号議案 市道路線の認定及び変更について
- 日程第 1 5 第 110号議案 平成27年度宍粟市一般会計補正予算（第3号）

第 111号議案 平成27年度穴粟市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

第 112号議案 平成27年度穴粟市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

第 113号議案 平成27年度穴粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

第 114号議案 平成27年度穴粟市農業共済事業特別会計補正予算（第2号）

日程第16 発議第 4号 市議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項の一部改正について

日程第17 所管事務等調査について

応 招 議 員（18名）

出 席 議 員（18名）

1番 鈴木 浩之 議員	2番 稲田 常実 議員
3番 藤原 正憲 議員	4番 林 克治 議員
5番 飯田 吉則 議員	6番 大畑 利明 議員
7番 東 豊俊 議員	8番 福嶋 齊 議員
9番 榎橋 美恵子 議員	10番 西本 諭 議員
11番 実友 勉 議員	12番 高山 政信 議員
13番 岸本 義明 議員	14番 山下 由美 議員
15番 岡前 治生 議員	16番 小林 健志 議員
17番 伊藤 一郎 議員	18番 秋田 裕三 議員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局 長 岡崎 悦也 君	書	記 前田 正人 君
書 記 清水 圭子 君	書	記 岸元 秀高 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 福元 晶三 君	副 市 長 清水 弘和 君
-------------	---------------

教 育 長	西 岡 章 寿 君	参 事	西 山 大 作 君
会 計 管 理 者	西 川 龍 君	一宮市民局長	落 岩 一 生 君
波賀市民局長	大 島 照 雄 君	千種市民局長	阿 曾 茂 夫 君
企画総務部長	中 村 司 君	まちづくり推進部長	坂 根 雅 彦 君
市民生活部長	小 田 保 志 君	健康福祉部長	浅 田 雅 昭 君
産 業 部 長	中 岸 芳 和 君	農業委員会事務局長	山 石 俊 一 君
建 設 部 長	鎌 田 知 昭 君	教育委員会教育部長	藤 原 卓 郎 君
総合病院事務部長	花 本 孝 君		

(午前 9時30分 開議)

議長(秋田裕三君) 皆様、おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 第96号議案

議長(秋田裕三君) 日程第1、第96号議案、宍粟市個人番号の利用等に関する条例の制定についてを議題といたします。

本議案は、去る12月2日の本会議で、総務文教常任委員会に付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長(高山政信君) おはようございます。よろしくお願いを申し上げます。

それでは、報告をいたします。

平成27年12月2日に審査付託のありました第96号議案、宍粟市個人番号の利用等に関する条例の制定については、12月7日に第16回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定より報告をいたします。

関係職員の出席を求め慎重に審査を行いました。

第96号議案については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、平成28年1月よりマイナンバーの利用が開始されます。

そこで、法律の規定に基づき、市独自で個人番号を利用する業務及び庁内の情報連携を行う業務を規定し、情報連携により取得した個人情報と同一内容の書面の提出が義務づけられている場合は、当該書面の提出義務を免除し、市民サービスの向上を図るものでございます。

審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上でございます。

議長(秋田裕三君) 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより、討論を行います。

通告がありますので、発言を順次許可いたします。

まず、反対者の発言を許します。

14番、山下由美議員。

14番(山下由美君) 日本共産党議員団を代表して、第96号議案に対する反対討論を行います。

この条例は、マイナンバーを利用した行政手続を行うため、法律の規定に基づき、市独自で個人番号を利用する業務及び庁内の情報連携など、必要な規定を整備するものであります。

このマイナンバー制度は、住民のさまざまな個人情報を個人番号によって結びつけて活用するものであります。国や市などの行政側にとって便利になるだけで、個人情報の漏えいや犯罪等の危険性が高まり、住民にデメリットをもたらすものであります。

国の制度ではあります。住民に不利益をもたらすものでありますので、賛成することはできません。よって、反対いたします。

議長(秋田裕三君) 次に、賛成者の発言を許します。

17番、伊藤一郎議員。

17番(伊藤一郎君) 宍粟市個人番号の利用等に関する条例の制定について、賛成の立場から討論いたします。

国会で成立したマイナンバー社会保障番号制度を受けて、宍粟市の市民が不利益を受けないための条例制定です。よって、賛成といたします。

議長(秋田裕三君) 以上で討論を終わります。

これより、採決を行います。

第96号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第96号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(秋田裕三君) 起立多数であります。

第96号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 第97号議案

議長（秋田裕三君） 日程第2、第97号議案、宍粟市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び宍粟市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る12月2日の本会議で、総務文教常任委員会に付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長（高山政信君） 報告をいたします。

平成27年12月2日に審査付託のありました第97号議案、宍粟市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び宍粟市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、12月7日に第16回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第97号については、被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律により、共済年金が厚生年金に一元化されたことに伴い、関係条例を改正するものでございます。

主な改正内容は、非常勤の職員及び消防団員が公務上の災害等に対する補償として、傷病補償年金等が支給される場合、同一の事由について、ほかの法律に基づき障害厚生年金その他年金が支給されるとき調整に係る規定の改正等を行うものでございます。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上であります。

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了

したいと思います。

御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りをいたします。

第97号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第97号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第3 第98号議案

議長(秋田裕三君) 日程第3、第98号議案、宍粟市印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る12月2日の本会議で、民生生活常任委員会に審査を付託していたものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、1番、鈴木浩之議員。

民生生活常任委員長(鈴木浩之君) 平成27年12月2日に審査付託のありました第98号議案、宍粟市印鑑条例の一部改正については、12月8日に第12回民生生活常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第98号議案は、市が発行する印鑑登録証明書の交付を受けようとする場合、現行では、印鑑条例の14条で登録者は市長に対して印鑑登録証明書の交付を申請するときは、印鑑登録証明書交付申請書に登録書を添えて書面でしなければならないと定められているだけですが、平成28年3月より、全国のコンビニエンスストアに設置されている多機能端末で個人番号、いわゆるマイナンバーと暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付が可能になることに伴い、必要な規定を追加しようとするものです。

審査の過程で、コンビニの店員が端末操作にかかわることによる個人番号漏えい



の可能性について質疑がありました。コンビニ交付を統括する地方公共団体情報システム機構とコンビニ事業者との契約書等には、店主・従業員による不正行為の禁止、また監視カメラの設置義務等が規定されています。また、証明書、個人番号カードの置き忘れについては、遺失物として警察に届け出るものとされています。

個人番号制度導入とそれに伴うサービス拡充による個人情報漏えいへの不安、個人番号カードの発行が順調に進むのかという懸念も指摘されているところですが、翌年1月からは個人番号カードの発行が可能になること、また、3月からはコンビニ交付が始まることから、印鑑条例の改正については早急に行うべきものであると判断しました。

関係職員に説明を求め、慎重に審査した結果、第98号議案、宍粟市印鑑条例の一部改正については、全会一致で可決すべきものと決しましたので、御報告いたします。

議長（秋田裕三君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより、討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りをします。

第98号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

第98号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 委員会の閉会中の継続審査について

議長（秋田裕三君） 日程第4、委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

民生生活常任委員長から目下、委員会において審査中の事件につき、会議規則第112条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

第99号議案を閉会中の継続審査とすることについて、採決いたします。

第99号議案を民生生活常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

議長（秋田裕三君） 起立多数であります。

よって、第99号議案を閉会中の継続審査に付することは可決されました。

日程第5 第100号議案

議長（秋田裕三君） 日程第5、第100号議案、宍粟市税条例の一部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る12月2日の本会議で、民生生活常任委員会に審査を付託していたものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、1番、鈴木浩之議員。

民生生活常任委員長（鈴木浩之君） 平成27年12月2日に審査付託のありました第100号議案、宍粟市税条例の一部改正については、12月8日に第12回民生生活常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第100号議案は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、税条例の一部を改正しようとするものです。

主な改正点は、猶予に係る徴収金の納付方法、申請による換価猶予の申請期限、担保を聴取する基準を国税の取り扱いに準じて条例に定める点です。また、紙巻きたばこ旧3級品に係る市たばこ税の税率を段階的に引き上げ、最終的に特例税率を廃止する点です。また、入湯税における帳簿記載の義務違反等について、過料から罰金刑に改めることも含まれています。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をした結果、第100号議案、宍粟市税条例の一部改正については全会一致で可決すべきものと決しましたので、御報告いたします。

議長（秋田裕三君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りをいたします。

第100号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

第100号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 第101号議案

議長（秋田裕三君） 日程第6、第101号議案、宍粟市税条例及び宍粟市都市計画法税条例の一部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る12月2日の本会議で、民生生活常任委員会に審査を付託していたものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、1番、鈴木浩之議員。

民生生活常任委員長（鈴木浩之君） 平成27年12月2日に審査付託のありました第101号議案、宍粟市税条例及び宍粟市都市計画税条例の一部改正については、12月8日に第12回民生生活常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第101号議案は、自治会の集会所や防火水槽など、公共性の高い固定資産については、これまでも地方税法の規定に基づき固定資産税・都市計画税が免除されていましたが、改めて条例に明記することによって、透明性を確保しようとするものです。

審査の過程で、これまで同じ公共性の高い固定資産でありながら課税状況が異なっているものがあつたのかという質疑がありました。これに対し、課税状況が異なっている実態はなく、条例に明記したとしても課税状況が変わる、つまり課税免除の対象となる固定資産が増減することは想定できないとの回答がありました。

また、課税免除の固定資産を具体的に条例に明記せず、条例60条の2項2号で規則に委任する形をとっていることの根拠についても質疑がありました。これに対して、固定資産税公益課税免除取扱規則が資料として提出されました。この規則の第2条で課税免除の範囲を定めているわけですが、2条4号で、市長が特に必要があると認める固定資産という例外規定があり、市長の判断により課税免除の範囲が必要以上に広がる可能性が指摘されました。さらに、規則で適用範囲が定められているため、新たに課税免除を適用しようとする場合も議会に諮る必要性がないことが問題視されました。それに対して、この条例を適用し、新たに課税免除をしようとする固定資産が発生した場合は、事前に議会に報告するとの答弁がありました。

関係職員の説明を求め、慎重に審査をした結果、第101号議案、宍粟市税条例及び宍粟市都市計画税条例の一部改正については、全会一致で可決すべきものと決しましたので、御報告いたします。

議長（秋田裕三君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りをいたします。

第101号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

第101号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 第102号議案

議長（秋田裕三君） 日程第7、第102号議案、宍粟市国民健康保険税条例及び宍粟市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る12月2日の本会議で、民生生活常任委員会に審査を付託していたものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、1番、鈴木浩之議員。

民生生活常任委員長（鈴木浩之君） 平成27年12月2日に審査付託のありました第102号議案、宍粟市国民健康保険税条例及び宍粟市介護保険条例の一部改正については、12月8日に第12回民生生活常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第102号議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法と厚生労働省関係省令の整備に関する省令が本年9月29日に交付されたため、平成28年1月1日以降、国民健康保険税及び介護保険料の減免及び徴収執行猶予をしようとする場合に提出する申請書の記載事項に

個人番号を義務づけようとするものです。

関係職員に説明を求め、慎重に審査した結果、第102号議案、宍粟市国民健康保険税条例及び宍粟市介護保険条例の一部改正については、全会一致で可決すべきものと決しましたので、御報告いたします。

議長（秋田裕三君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありますので、発言を許可します。

反対者の発言を許可します。

14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 日本共産党議員団を代表して第102号議案に対する反対討論を行います。

この条例の一部改正は、国民健康保険税及び介護保険料の徴収猶予及び減免に係る申請書の記載事項としてマイナンバーを追加するものであります。

12月15日に厚生労働省は、介護保険におけるマイナンバー制度の運用について、認知症などで個人番号の記入が難しい場合、番号の記載を免除する方針を自治体や事業者に通知しました。番号の記載がなくても申請書類は受理され、サービスを受けられることが明確になっています。

宍粟市においても、個々人の状況に寄り添った丁寧な対応を行うことを明確にするべきであり、反対いたします。

議長（秋田裕三君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

第102号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第102号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（秋田裕三君） 起立多数であります。

第102号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 8 第 103 号議案

議長（秋田裕三君） 日程第 8、第103号議案、宍粟市訪問看護ステーション条例の一部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る12月2日の本会議で、民生生活常任委員会に審査を付託していたものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、1番、鈴木浩之議員。

民生生活常任委員長（鈴木浩之君） 平成27年12月2日に審査付託のありました第103号議案、宍粟市訪問看護ステーション条例の一部改正については、12月8日に第12回、12月15日に第13回の民生生活常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により御報告いたします。

第103号議案は、市の訪問看護事業の対象地域を千種市民局管内から全市域に拡充するために、訪問看護ステーションの位置を現在の千種診療所から宍粟総合病院の隣接地に移設し、訪問看護の経費及び利用者負担についての規定を追加しようとするもの、また、宍粟市特別会計条例の一部を改正し、訪問看護事業特別会計を設置しようとするものです。

審査の過程で、訪問看護ステーション事業を全市域に拡充することの是非、民間事業者との競合・調整の問題、地域包括ケアシステムにおける訪問看護ステーションの役割、在宅医療重視の方向性などを勘案すると、今回の移設予定先よりも適地があるのではないかなど、多くの質疑・意見が委員から出されました。

訪問看護事業の必要性については理解できるものの、主たる事業所を宍粟総合病院隣接地に置き、サテライトを千種、波賀、一宮の各保健福祉センターに置くという形態で、果たして今後ますます需要増が予測される在宅医療、特に医療機関が少ない地域の在宅医療を支えられるのかという視点で審査が行われました。

委員会で議論を重ねましたが、民間の訪問看護ステーションが撤退した一宮地域に主たる事業所を置くべき、また、市役所北庁舎に主たる事業所を置き、健康福祉部との連携の中で徐々に事業を拡充していくべきなど、さまざまな意見が出され、訪問看護ステーションの位置についての合意が得られませんでした。

関係職員に説明を求め、議員間での議論を重ね、慎重に審査した結果、賛成少数で否決すべきものと決しましたので、御報告いたします。

議長（秋田裕三君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありますので、発言を順次許可いたします。

まず、賛成者の発言を許します。

9番、榎橋美恵子議員。

9番(榎橋美恵子君) 第103号議案、宍粟市訪問看護ステーション条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

訪問看護は、提供前にかかりつけ医の指示を受けて病状等に合わせたサービス計画を作成し提供する仕組みです。

高齢者は、入退院を繰り返しながら病状が重くなることが多く、高齢者が多く入院される宍粟総合病院敷地内に事務所を設置して、退院時に必要な介護や看護の準備等を病棟の看護師やケアマネジャーと調整して、地域のかかりつけ医に繋いでいくことが重要です。訪問看護が医療と介護に繋ぐサービスと言われるのは、この部分に対応できるからです。

一宮市民局内には、確かに民間の訪問看護ステーションは看護師の確保ができず断念されている状態です。しかしながら、宍粟総合病院の敷地内に訪問看護ステーションが計画された背景には、ケアマネに対しての訪問看護に関するアンケートも実施され、また、宍粟市医師会役員会での意見も求められた結果であります。

訪問看護は、自宅に訪れるサービスのため、ステーションの設置場所がどこであろうと利用者には影響がありません。一宮、波賀、千種、それぞれにサテライト事務所を設置していただきます。ステーションとサテライト事務所がしっかり連携をとり、利用者が安心して看護いただくことができれば、何ら問題はないはずで

よって、この条例は賛成いたします。議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

次に、反対者の発言を許します。

6番、大畑利明議員。

6番(大畑利明君) 6番、大畑です。私は、第103号議案、宍粟市訪問看護ステーション条例の一部改正について、ただいま委員長報告もありましたとおり、多くの議員から再検討という意見が出ておりますので、そういう意見が多数を占めると



ということで、この第103号議案については可決すべきではないという立場、反対という立場で討論をしたいと思います。

今もありましたけども、訪問看護は病気や障がいを持った人が住みなれた地域や家庭でその人らしい療養生活を人生の最後まで送れるように、看護師などが生活の場に訪問し、看護ケアを提供し、在宅の療養生活を支援するサービスです。

医療、介護が病院や施設から在宅の方向に移行していく今日におきまして、今後ますます訪問看護サービスの需要が増大することに異論はありません。ただ、その訪問看護を行う主たる事務所をどこに設置するかは大変重要なポイントになるというふうに考えます。

総合病院敷地内に設置する当局提案につきましては、委員会の中でも、委員長報告のとおり再検討すべきとの意見が多数を占めました。その意見について少し申し上げて反対の理由にしたいわけですが、一つには、在宅でのみとりも含め、在宅医療サービスというのは、今後展開される地域包括ケアシステム体制の中で行う必要があることから、民間事業が撤退をしております空白地域と言われる一宮地域での設置が望ましいのではないかという意見、さらに、社会福祉協議会とか保健福祉センターなどを内包しております建物内に訪問看護ステーションを位置することで、他職種間の連携が取り組みやすいという利点があること、さらに、住みなれた場所で医療ケアを受けながら暮らすことができる訪問看護は、人口の少ない地域において、その効果が発揮されるというふうに考えられることなどです。

また、事業の収支見込みにつきましても、ただいま委員会に提出されている資料から見ますと、平成28年度のスタート時点でも1,400万円の赤字でスタートする事業という見込みになっております。さらに、今提案の場所に事務所を設置することで、新たに860万円の経費が必要になるということから、さらに民間事業の動向も含めて、市と民間の役割分担などをしっかり今後整理していくという課題が残されているというふうに思います。

したがいまして、訪問看護の実施に当たっては、さらに検討すべき課題があるということから、本議案につきましては、可決すべきでないと考え反対するものです。

議員各位の賢明な御判断をお願いして討論を終わります。

議長（秋田裕三君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、否決であります。

原案について採決いたします。

第103号議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(秋田裕三君) 起立多数であります。

第103号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 第104号議案

議長(秋田裕三君) 日程第9、第104号議案、宍粟市老人福祉センター条例の一部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る12月2日の本会議で、民生生活常任委員会に審査の付託をしていたものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、1番、鈴木浩之議員。

民生生活常任委員長(鈴木浩之君) 平成27年12月2日に審査付託のありました第104号議案、宍粟市老人福祉センター条例の一部改正については、12月8日に第12回、12月15日に第13回の民生生活常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第104号議案は、千種町河呂にある老人福祉センター、名称「つちのこホール」の1日当たりの全館使用料を現行の1万5,750円から2万1,500円に変更しようとするものです。

審査の過程で、現在老人福祉センターの利用のほとんどを占める葬祭事業を条例等に明記すべきではないのか、それは不可能なのかという質疑が出されました。それに対して、直近の工事が平成22年に行われており、補助金適正化法の適用外になるのは平成63年であり、それまでは管理規則の中で、その他市長が必要と認める業務の中で運用せざるを得ない状況であるとの回答でした。

また、使用料値上げの根拠についての質疑も出されました。それに対して年間の維持管理経費の試算、全館利用の件数、今回の使用料算定の根拠についての報告がありました。そこで、今回の料金改定により、維持管理経費の100%を利用者負担に求めようとしていることが明らかになり、また、指定管理者の事務所経費の一部も利用者負担となることが明らかになりました。

使用料・手数料などの具体的な金額を定めるとき、また変更しようとするときには、受益者負担の対象とすべき経費を明らかにするとともに、経費のうちどれだけを受益者が負担し、どれだけを税金で賄うのかを明確にした上で市民の理解を得ることが必要です。

ただし、今回の審査の中では、使用料の算出根拠に疑義が生じ、料金改定は認められるものではないとの意見で一致いたしました。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をした結果、第104号議案、宍粟市老人福祉センター条例の一部改正については、全会一致で否決すべきものと決しましたので、御報告します。

議長（秋田裕三君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、否決であります。

原案について採決いたします。

第104号議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

議長（秋田裕三君） 起立少数であります。

第104号議案は、否決されました。

日程第10 第105号議案

議長（秋田裕三君） 日程第10、第105号議案、宍粟市下水道条例の一部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る12月2日の本会議で、産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、11番、実友 勉議員。

産業建設常任委員長（実友 勉君） 平成27年12月2日に審査付託のありました第105号議案、宍粟市下水道条例の一部改正につきましては、12月4日に第14回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査を行いました。

第105号議案は、下水道法施行令の改正に伴い、下水道を使用する特定事業場に対する排水基準のうち、トリクロロエチレンに係る排水基準が強化されました。

改正の内容は、除害施設の設置等が必要とされる下水の排水基準のうち、トリクロロエチレンに係る排水基準を下水道法施行令と同基準とし、1リットルにつき0.3ミリグラム以下から1リットルにつき0.1ミリグラム以下に改正するものでございます。

審査の結果、第105号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

議長（秋田裕三君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りをいたします。

第105号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

第105号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 第106号議案

議長（秋田裕三君） 日程第11、第106号議案、旧慣による公有財産の使用権の廃止についてを議題といたします。

本議案は、去る12月2日の本会議で、総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長（高山政信君） 平成27年12月2日に審査付託のありました第106号議案、旧慣による公有財産使用権の廃止については、12月7日に第16回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第106号議案については、波賀町戸倉自治会の縁故使用地のうち、3,998.88平方メートルが国土交通省により施行される国道29号線の防災工事に伴い、国に売却する必要が生じたことにより、地方自治法238条の6第1項の規定により、旧慣による公有財産の使用権の廃止を行うものでございます。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りをいたします。

第106号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第106号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 第107号議案

議長(秋田裕三君) 日程第12、第107号議案、第2次宍粟市総合計画の策定についてを議題といたします。

本議案は、去る12月2日の本会議で、総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長(高山政信君) 平成27年12月2日に審査付託のありました第107号議案、第2次宍粟市総合計画の策定については、12月7日に総務文教常任委員会、15日に総務文教常任委員会と民生生活常任委員会の連合審査会、また16日に総務文教常任委員会と産業建設常任委員会の連合審査会を招集し、それぞれ関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

第107号議案については、平成18年に策定された第1次総合計画基本構想及び平成23年に策定された後期基本計画が今年度をもって計画期間を満了することから、平成28年度から10年間の基本構想と前期5年間の基本計画を示す第2次宍粟市総合計画を策定するものであります。

審査の中では、環境への取り組みにおいて、宍粟市環境基本計画にうたわれている森のゼロエミッション構想などの循環型社会の構築部分が少ないことや、超高齢化社会を迎えようとしている中で、地域福祉の充実には地域包括支援センターの機能を中心として進めるべきではないか。また、まちづくり指標については、事業によっては地域や年齢別により、検証することが必要であるなどの意見がありました。

審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げ

げます。

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありますので、発言を順次許可いたします。

まず、反対者の発言を許します。

14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 日本共産党議員団を代表して、第107号議案、第2次宍粟市総合計画（基本構想・前期基本計画）の策定について、反対討論を行います。

反対理由として、子育て支援の推進の取り組みの中に、保育所や幼稚園の保育料、小中学校の義務教育の学校給食費・教材費、学童保育所利用等の無料化への取り組みが挙げられていないこと。また、宍粟市幼保一元化推進計画に基づいた認定こども園への円滑な移行を図るという方向で計画が立てられていますが、選択肢が民営化のみであることに対し、市民からも疑問の声が出ています。推進計画は中止し、それぞれの地域に合った地域の皆さんが望む子育て施設をつくっていく方向に転換するべきであります。

以上の理由から反対いたします。

議長（秋田裕三君） 次に、賛成者の発言を許します。

2番、稲田常実議員。

2番（稲田常実君） 第107号議案、第2次宍粟市総合計画基本構想及び前期基本計画の策定について、賛成の立場で討論いたします。

この総合計画は、地域づくりの最上位に位置づけられる計画であるため、先ほど委員長報告にもありましたとおり、我が総務文教常任委員会は、ほか2委員会と3回の常任委員会で慎重に議論いたしました。

計画の細部に対してはさまざまな意見提案がなされましたが、全体の方向性に対しては間違っておらず、計画的かつ効果的・効率的な行政指針が示されております。

議員各位の賛同を賜りますようお願いいたします。

議長（秋田裕三君） 以上で討論を終わります。

これより、採決を行います。

第107号議案を起立により採決をいたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第107号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(秋田裕三君) 起立多数であります。

第107号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 第108号議案

議長(秋田裕三君) 日程第13、第108号議案、宍粟市過疎地域自立促進計画の策定についてを議題といたします。

本議案は、去る12月2日の本会議で、総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長(高山政信君) 平成27年12月2日に審査付託のありました第108号議案、宍粟市過疎地域自立促進計画の策定については、12月7日に第16回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第108号議案については、宍粟市では波賀町区域及び千種町区域が過疎地域とみなされており、過疎地域自立促進特別措置法の目的である人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備などがほかの地域に比較して低位にある地域について、必要な特別措置を講じることにより、地域の自立促進を図るにのっとり策定するもので、平成28年度から平成32年度の5カ年にわたり計画を策定するものでございます。

審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上であります。

議長(秋田裕三君) 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)



議長（秋田裕三君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありますので、発言を順次許可いたします。

まず、反対者の発言を許します。

14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 日本共産党議員団を代表して第108号議案、宍粟市過疎地域自立促進計画の策定について、反対討論を行います。

この計画においても宍粟市幼保一元化推進計画に基づいて、認定こども園への移行が方向づけられており、選択肢が民営化のみであります。地域に適した地域の皆さんが望む子育て施設をつくるべきでありますので、反対いたします。

議長（秋田裕三君） 次に、賛成者の発言を許可します。

10番、西本 諭議員。

10番（西本 諭君） 第108号議案、宍粟市過疎地域自立促進計画の策定についての議案につきまして、賛成の立場で討論を行います。

宍粟市における過疎地域、波賀町地域、千種町地域が有する地域資源を積極的に活用し、産業振興を図るとともに、定住人口及び交流人口の拡大や地域の活性化を図ることを目的としており、過疎地域にとって必要な特別な措置を講じる自立促進計画は必要不可欠であります。さらには、過疎地域における活性化は宍粟市全体に波及するものであると考えております。

よって、第108号議案に賛成といたします。議員各位の賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 以上で討論を終わります。

これより、採決を行います。

第108号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第108号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（秋田裕三君） 起立多数であります。

第108号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 第109号議案

議長（秋田裕三君） 日程第14、第109号議案、市道路線の認定及び変更について

を議題といたします。

本議案は、去る12月2日の本会議で、産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、11番、実友 勉議員。

産業建設常任委員長（実友 勉君） 平成27年12月2日に審査付託のありました第109号議案、市道路線の認定及び変更については、12月4日に第14回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査を行いました。

今回、認定しようとする路線は4路線で、変更しようとする路線も4路線であります。

内容といたしましては、山崎町高所自治会、山崎町中野自治会より要望のありました3路線及び道路改良を進めております波賀町日ノ原地内の工事の1路線を認定するものでございます。

次に、変更につきましては、山崎町五十波自治会より要望のありました区間の追加を1路線、波賀町日ノ原地内の道路改良工事に伴う認定済み路線の終点変更を1路線、千種町の西山地内の市道と国道を連結する旧国道敷の2路線を変更しようとするものでございます。

現地確認も行い、審査をしました結果、第109号議案については、適切と判断をいたしまして、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告をいたします。

議長（秋田裕三君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りをいたします。

第109号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第109号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15 第110号議案～第114号議案

議長(秋田裕三君) 日程第15、第110号議案、平成27年度穴粟市一般会計補正予算(第3号)から、第114号議案、平成27年度穴粟市農業共済事業特別会計補正予算(第2号)までの5議案を一括議題といたします。

本5議案は、去る12月2日の本会議で、予算決算常任委員会に付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、16番、小林健志議員。

予算決算常任委員長(小林健志君) 平成27年12月2日に審査付託のありました第110号議案から第114号議案までの補正予算5議案について審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

付託当日に委員会を開催し、運営要綱の規定により、詳細審査を三つの分科会で分担して行うことと決定しました。12月4日に産業建設分科会、7日に総務文教分科会、8日、15日に民生生活分科会を開催し、それぞれ関係職員に説明を求め審査をいたしました。その後、10日、16日に予算決算常任委員会を開催し、それぞれ分担して行った分科会の審査報告を受け、全体の委員会で審査を行いました。

まず、10日に開催した予算決算常任委員会では、補正予算5議案のうち第110号議案を除いた第111号議案から第114号議案までの4議案を審査しました。

それぞれ分担して行った分科会の審査報告を受け、全体の委員会で審査を行いました。分科会の報告は、次のとおりであります。

まず、民生生活分科会が審査した、第111号議案、平成27年度穴粟市介護保険事

業特別会計補正予算（第2号）では、平成26年度決算により前年度の事業費が確定したことを踏まえ、当初見込みで計上していた予算を精査し、歳入歳出をそれぞれ補正するものです。主な内容は、居宅介護サービス費の減額、施設介護サービス費の増額、ケアプラン作成費の増額、特定入所者介護サービス費の増額、介護予防サービス費の減額、高額介護サービス費の減額などです。そして、今回の補正に係る保険料相当分を基金積立金で対応するものです。

審査の過程で、施設介護サービス費の増額について委員より当局に説明を求めました。今回の増額については、介護報酬改定による減額と介護職員処遇改善加算による増額の差を3%減の一月あたり約1億3,380万円と見込んでいたところ、実際には1.6%増の1億4,010万円となったことによる増額であること。それにより現在の保険料が高くなるのかという委員の質問に対しては、可能性はあるが現状で断定することは不可能である。国の制度改正の推移を注視し、保険料がこれ以上、上がらないようにしていく必要があるとの回答を受け、委員会においてその点に注視していくとの報告がありました。

次に、産業建設分科会が審査した第112号議案、平成27年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳出で、緊急的な施設修繕を電気代から流用して行ったため、不足している電気代の補正をするほか、原水ポンプ等機器の修繕が必要なことから施設修繕料を追加するとともに、平成26年度消費税確定申告に伴い公課費が不足するため消費税の増額を行うものであります。これらの財源としまして、一般会計繰入金を追加するものです。

また、市内下水道施設の維持管理のため年度内に発注が必要であるため、債務負担行為の補正を行うものです。

次に、第113号議案、平成27年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳出で、平成26年度消費税確定申告に伴い公課費が不足するため消費税の増額を行い、その財源として一般会計繰入金を追加するものです。

また、市内農業集落排水施設の維持管理のため、年度内に発注が必要であるため、債務負担行為の補正を行うものです。

次に、第114号議案、平成27年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、家畜共済勘定において、牛の死廃、病傷の関係で支払共済金が想定以上になっているため、共済金を増額し、これに伴う保険金などの財源をあわせて増額するものであります。

以上、2分科会報告の後、第111号議案、平成27年度宍粟市介護保険事業特別会

計補正予算（第2号）から、第114号議案、平成27年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第2号）は全会一致で承認すべきものと決しました。

次に、16日に開催した予算決算常任委員会では、補正予算5議案のうち第110号議案、平成27年度宍粟市一般会計補正予算（第3号）の1議案を審査しました。

それぞれ分担して行った分科会の審査報告を受け、全体の委員会で審査を行いました。

分科会の報告は、次のとおりであります。

まず、総務文教分科会が審査した第110号議案の関係部分については、歳出の主なものについては、総務費で、ネットワークを物理的に分断したことによりサーバーの追加更新業務を追加するとともに、選挙人名簿調製システム改修費用の計上、消防費では、防災センターの雨漏り対策や多目的トイレの改修費用の追加、教育費では、入札減によるスクールバス運行委託料の減額を行う一方で、伊水小学校屋内運動場改築に係る用地購入費及び都多小学校校舎耐震補強工事費等を計上しております。

歳入の主なものでは、都多小学校耐震補強工事に対する交付金の追加、市債については、伊水小学校屋内運動場改築に伴う用地購入費、都多小学校耐震補強工事に係る市債を追加計上しております。

また、国庫補助の追加採択を受けて計上した都多小学校耐震補強工事については、年度内に施工期間が確保できないことから繰越明許費を計上しております。

さらに、伊水小学校屋内運動場改築工事と神戸小学校エレベーター設置工事の設計監理業務については、それぞれ債務負担行為の設定を行っております。

民生生活分科会が審査した第110号議案の関係部分については、市民生活部では、歳入でたばこ税の実績及び見込みによる増額、また乳幼児及び子どもの医療費の伸びが予測されることに伴い、県補助医療費助成事業医療費補助金を増額するものです。

歳出では、徴税費で電算システムの改修費と税過誤納還付金の増額、乳幼児等医療助成費で、医療費の伸びを見込んだ増額、じんかい処理費で入札による減額、また、平成28年度から平成30年度のしろうクリーンセンターの運転管理業務、同じく宍粟北残渣最終処分場浸出水処理施設管理業務の債務負担行為の補正を行うものです。

健康福祉部では、主なものとして、歳出で児童発達支援給付費の対象者増、放課後デイサービス等の利用者増による、障害児福祉サービス費の増額、透析患者が増

えたことによる更生医療給付費の増額、就労継続支援等の利用者増による障害福祉サービス費の増額などです。

また、保健衛生総務費で、訪問看護ステーション移設に伴う、公立病院敷地内の医師住宅の修繕費、改修費、公用車購入等の増額です。

これに関して、分科会の審査の過程においては、第103号議案、訪問看護ステーション条例の一部改正についてとあわせ、当局に説明を求めました。その中で、事業範囲拡充に伴う訪問看護ステーション移設の是非、移設先の是非などステーションの拠点となる位置、場所についての意見が出され、審査した結果、賛成少数となり、減額修正案を求める意見が出たとの報告がありました。

次に、産業建設分科会が審査した第110号議案の関係部分については、産業部において、農業費で、県がハンターへ支払うシカ捕獲の報奨金の平成26年度の頭数が確定したことに伴い、シカ緊急捕獲拡大事業負担金の増額や、協定集落が40集落から37に減少したことに伴う中山間地域等直接支払集落協定補助金の減額と農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化が市内3集落でまとまり、補助金を追加するものです。これに伴い、歳入として県からの補助金を追加するものです。

商工費では、地元からの申し出を受け、福知溪谷休養センターを来年春から地元へ貸与することへ向けた、雨漏り、電気工事などの修繕費用を計上しております。

次に、建設部においては、道路維持費で、老朽化した側溝の改修、崩れかけている路肩の改修など維持補修費の追加、直営機動班が使用する発電溶接機が老朽化による故障に対応するため、備品購入費を追加するものです。

住宅管理費では、山崎と波賀で計5件の市営住宅の退去が予定されております。それに伴う温水器などを退去、修繕するものを追加するものです。

なお、森林セラピー基地の避難小屋整備については、市道防災工事において平成28年3月末まで通行どめとなっていることから、年度内に完了できない見込みとなり、繰越明許費を計上しております。

さらに、施設の維持管理のため今年度中に発注が必要なコミュニティプラント施設などの管理業務、平成27年度から平成29年度の3カ年度事業として行う農業振興地域の見直しを行い、農業振興地域整備計画の策定を行う作成業務、森林セラピー基地の公衆トイレや運行路の整備については、それぞれ債務負担行為の補正を行うものです。

以上、3分科会から報告を受けた後に、訪問看護ステーション関連予算を減額する修正案の動議が出されました。

採決の結果、修正案は賛成少数で否決となりました。

その後、第110号議案、平成27年度宍粟市一般会計補正予算（第3号）、原案の採決の結果、賛成多数で承認すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長（秋田裕三君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

会議の途中ですが、休憩をとります。

午前11時5分まで休憩いたします。

午前10時51分休憩

---

午前11時05分再開

議長（秋田裕三君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

続いて、質疑を省略して討論を行います。

御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

これより討論を行います。

本5議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

続いて、採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第110号議案を採決いたします。

第110号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第110号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（秋田裕三君） 起立多数であります。

第110号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第111号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りをいたします。

第111号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第111号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第112号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りをいたします。

第112号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第112号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第113号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りをいたします。

第113号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第113号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第114号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りをいたします。

第114号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第114号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16 発議第4号

議長(秋田裕三君) 日程第16、発議第4号、市議会の権限に属する事項中市長の



専決処分事項の一部改正についてを議題といたします。

この際、提案者の議会運営委員長より提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、6番、大畑利明議員。

議会運営委員長（大畑利明君） 発議第4号、市議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項の一部改正について、提案の趣旨について御説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会の権限に属する軽易な事項で、議会がその議決によって特別に指定したものは、長において専決処分することができるようになっており、現在の規定では、交通事故での損害賠償額の決定について、軽易な人身事故や物損事故についても、死亡事故の限度額である3,000万円まで市長の専決事項になっております。

今回、市長の専決処分事項の一部を改正し、交通事故に係る損害賠償の限度額を死亡事故、傷害事故及び物損事故とそれぞれ区分し、軽易な人身事故や物損事故については、限度額を120万円未満とし、議会の権限の適正化を図ろうとするものであります。

議員各位には、改正の趣旨に御賛同賜り、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 議会運営委員長の説明は終わりました。

本発議は、議事の順序を変更して、直ちに採決したいと思います。

御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

発議第4号を採決いたします。

本議案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

発議第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第17 所管事務等調査について

議長（秋田裕三君） 日程第17、所管事務等調査についてを議題といたします。

所管事務等調査につきましては、各委員長よりお手元に配付しております一覧表のとおり、閉会中の継続調査にしたい旨の申し出がそれぞれありました。

お諮りをいたします。

各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ご

ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

所管事務等調査については、閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りをいたします。

今期定例会に付託されました案件は、全て議了いたしましたので、閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

よって、第67回宍粟市議会定例会は、これをもって閉会いたします。

長期間にわたって、御苦労さまでした。

第67回宍粟市議会12月定例会の閉会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会に付議されました多くの議案に対しまして、連日、精力的な審議を賜り、議員各位には心から敬意と感謝を申し上げます。また、同じく市長はじめ当局担当者におかれても、誠意あふれる答弁をいただき、真剣な議論のやりとりとなり、来るべき未来への道しるべを得た思いであります。

本定例会では、今後10年間の宍粟市総合計画が示され、議会からも多くの意見を出し、当局も受けて多くの改善点を修正して、議会、行政の知恵を集めた姿になったのではないかと思います。まだまだ未完成の部分もありますが、さらによい施策になるように研究していきたいものであります。

市民の思いが一本の糸であり、より合い、より強い綱のようになればと願う次第であります。日本内外を問わず、世界の激変する姿は私たちの日常生活にあらゆる問題を投げかけています。ふるさと宍粟市においても、あらゆる問題を一步一步解決しながら強いふるさと宍粟を創造していかねばなりません。そのことが未来のより豊かな宍粟市に繋がるものと信じております。

本定例会において、全ての案件が適切妥当な結論に至りましたこと、議会、行政関係各位の御努力に深甚感謝を申し上げます。

ふるさと宍粟は、人情麗しく山紫水明の地であります。清き揖保川、水光る千種川、悠久の流れの中ふるさとの歴史と先人の苦勞を心のひだに刻みつつ、幼子たち

の笑顔を希望の旗印として宍粟市の未来を確固たるものにするべく、皆様とともにひたすら歩みたいと考えております。

あと2週間ばかりで新しい年を迎えます。来年がより一層繁栄する年になりますよう、市民の皆様、行政関係各位に、より一層の御協力と御指導を賜りますようお願いし、皆々様の御多幸を心からお祈りして閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

市長（福元晶三君） 第67回宍粟市議会12月定例会の閉会にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。

年の瀬も押し迫り、今年も残すところ10日余りとなってまいりました。12月2日に開会いたしました第67回宍粟市議会定例会も秋田議長、伊藤副議長をはじめ、議員各位の御精励によりまして、今定例会の最終日を迎えることができましたこと、またそれぞれの議案に対し慎重に御審議をいただきましたこと、厚くお礼を申し上げます。

なお、個人番号カードを利用したコンビニ交付サービス事業に伴う宍粟市手数料条例の一部改正につきましては、継続審議の御決定をなされたところでありますが、このたびの改正の趣旨については、議案提案並びに一般質問、さらには所管の委員会等々で御説明させていただいたところであり、議会におかれましては十分な審議をよろしくお願い申し上げます。

今定例会で議決をいただきました宍粟の10年の道しるべとなる第2次宍粟市総合計画につきましては、これまでの施策に対する評価、検証を踏まえ、宍粟市の将来像「人と自然が輝き、みんなでつくる夢のまち」に示された一体的・総合的なまちづくりとその実現を図るための施策実施に向け、国や県の動向も注視しつつ、長期的視野に立った施策の推進に当たってまいります。

総合計画との整合性を図りつつ策定しました宍粟市地域創生総合戦略において、定住促進に重点を置いた戦略を柱とし、今後、集落・地域の活性化と宍粟市への移住支援、雇用の創出と就職支援、少子化対策、選ばれるまちづくりに向けた戦略的・重点的な取り組みを進めるとともに、地域の経済力を高める具体的かつ効果的な取り組みをより積極的に推進することとします。

議員各位におかれましても、より一層の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

これからますます寒くなってきます。議員各位には、なお一層御健康に御留意され、御活躍いただきますとともに、御家族おそろいで、すばらしい新年をお迎えに

なりますよう、あわせて市民の皆様にとりまして、新年が平穩で希望ある年となりますよう心から御祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

( 午前 1 1 時 1 9 分 閉会 )

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会議長 秋 田 裕 三

宍粟市議会議員 岡 前 治 生

宍粟市議会議員 小 林 健 志